

法制度上のセルフプランの位置づけ

(法規上の整理)

- 支給決定を行うにあたっては、原則すべての申請に対して（介護保険のケアプラン作成者を除く）サービス等利用計画案の提出を求めるものとする（法 22 条 4 項、則 12 条の 2）。
- 原則、特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出が求められる（法 22 条 4 項、）。
- 身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合又は障害者又は障害児の保護者が希望する場合（則 12 条の 4）に、特定相談支援事業者が作成する計画案に代えて、厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案を提出することができる。
- 上記の厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案とは、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案とする。

○セルフプランの記載項目について

国の事務処理要領

【サービス等利用計画案の記載事項】

- ① 利用者及びその家族の生活に対する意向
 - ② 総合的な援助の方針
 - ③ 生活全般の解決すべき課題
 - ④ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
 - ⑤ 福祉サービス等の種類、内容、量
 - ⑥ 福祉サービス等を提供する上での留意事項
 - ⑦ モニタリング期間
- ※ 指定特定相談支援事業者以外の者が作成する場合のサービス等利用計画案の記載事項についても、上記に準じることとする（⑦を除く。）。

(厚労省へ確認した事項)

- Q 項目①～⑥について、セルフプランの場合についてはこれに準じた取り扱いとするとあるが、この6項目のうちどれかを省略することは可能か。
- A 特定相談支援事業所が作成する計画案に代えて提出するものであるため、省略できない。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(支給要否決定等)

第二十二条

- 4 市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。
- 5 前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案を提出することができる。
- 6 市町村は、前二項のサービス等利用計画案の提出があった場合には、第一項の厚生労働省令で定める事項及び当該サービス等利用計画案を勘案して支給要否決定を行うものとする。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
(法第二十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める場合)

第十二条の二 法第二十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害者又は障害児の保護者が法第二十条第一項の申請をした場合とする。ただし、当該障害者が介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援又は同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援の対象となる場合には、市町村が必要と認める場合とする。

(サービス等利用計画案の提出を求める場合の手続)

第十二条の三 市町村は、法第二十二条第四項の規定に基づきサービス等利用計画案の提出を求めるときは、次の各号に掲げる事項を書面により法第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し通知するものとする。

- 一 法第二十二条第四項の規定に基づき支給要否決定を行うに当たって当該サービス等利用計画案を提出する必要がある旨
- 二 当該サービス等利用計画案の提出先及び提出期限

(法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定める場合)

第十二条の四 法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定める場合は、身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合又は法第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者が次条に規定するサービス等利用計画案の提出を希望する場合とする。

(法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案)

第十二条の五 法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案は、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案とする。